

(2021年7月12日開始)

緊急事態宣言に伴うきっぷ・特急券等・回数券のお取扱いについて

弊社では、新型コロナウイルス感染防止に伴い、次のお取扱いを行わせていただきます。

1 きっぷの無手数料払いもどしについて

【対象のお客さま】(次の①②を満たす場合に限りませ)

- ① 有効期間が2021年7月12日～緊急事態措置を行う期間の最終日までの日を含む、使用開始前の普通乗車券、特急券、団体乗車券、企画乗車券
- ② 新型コロナウイルスへの感染防止を事由としてご旅行を見合わせる場合

【払いもどし期間について】

緊急事態措置を行う期間の最終日の翌日から起算して1年間お取扱いをいたします。

2 回数券の払いもどしについて

【対象のお客さま】(次の①～③を満たす場合に限りませ)

- ① 券面表示区間内に東京都に所在する駅が含まれていること
- ② 緊急事態措置の前日2021年7月11日までにご購入されたものであること
- ③ 有効期間が2021年7月12日～緊急事態措置を行う期間の最終日までの日を含むこと

【払いもどし期間について】

緊急事態措置を行う期間の最終日の翌日から起算して1年間お取扱いをいたします。

【払いもどし計算方法について】

お申し出日にかかわらず、2021年7月11日を払いもどし起算日とし、購入金額からご使用済みの券片に相当する10円単位運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどしいたします。

お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

駅 長